

特集●多様化する入学者選抜 佐々木 嘉二●岐阜大学理事・副学長 入試過去問活用宣言



一 背景

「入試過去問宣言」に対して、大学ばかりでなく、高校や進学関連企業、マスコミなどからも関心が寄せられている。全国の大学が毎年出題している入試問題は膨大な数になり、その中には「珍問・奇問」「難易度、出題範囲が逸脱している問題」などの批判をされる出題がある一方で、高校までの学習の成果や考え方を問うような「良問」も多数蓄積されているという事実がある。

平成三年の大学設置基準の大綱化以後、大多数の大学では教養部を廃止し、所属の教員を専門学部へ転籍させ、主として教養教育を担当していた教員組織を解体させてきた。このことは、必然的に高校までの教育と大学における専門教育を結びつけて指導する教員集団がいなくなつたということである。このため、大学教育で重要視される教養教育の指導体制

の不備を招き、他方では高校までの学習成果を図り、大学教育への適性を問う入試問題を作成できる教員集団の不足にもつながってきた。

どのような入試を実施し、どのような学生を入学させるかは、各大学にとつて最も重要な問題であるため、難しい状況下であつても最大限の努力を払つて、入試・出題・採点体制の構築に取り組んでいる。しかし、チェック体制の整備にもかかわらず、「入試ミス」と非難される報道などもかなり多く、毎年のように繰り返されている。

この中で、自大学や他大学の過去間に類似の問題が出されると、出題の「過ち」として非難されることも多い。入試問題は「新作でなければならない」という考え方は、大学や出題教員にとって、極めて大きな精神的負担となつており、場合によつては、良問を作る以上の努力を過去問題のチェックのために使つているとさえいえる。

しかし、七百校を超える大学が毎年出題している入試問題

は膨大であり、必然的に類似問題があると考えてよい。さらに、多くの教科では指導要領で取り上げられる分野・範囲が狭くなり、出題についての制限や規制も強くなっているため、類似問題とならざるを得ない状況が生まれている。

入試が社会的にも大きな関心を呼んでいる現在、以上のような状況を考えると、大学入試に「過去問題」を出すこともあとと社會に宣言することは重要な意味をもつ。過去問題を活用できるならば、それぞれの大学が「アドミッション・ポリシー」に従つてかなり自由に、そして必要な能力を判定する入試問題を作成できる必要条件が定められることになろう。さらに、大学受験のための高校教育のひずみ解消にも寄与できると考えている。

二 過去問活用宣言の経緯

同提案校となるよう要請する文書を送り、賛同大学を募った。平成十八年四月、賛同あるいはこの活動に関心をもつた二十三大学担当者が東京に集まつて、「ネットワーク」の問題点などを整理・検討し、具体案をつくるための準備会を開催した。この会議では、組織的問題点や参加することの意味、具体的な手続き・責任、出題体制の問題などが熱心に話し合われたが、課題をさらに整理する必要があつた。そこで、(国)岐阜大学及びお茶の水女子大学、(公)名古屋市立大学、(私)順天堂大学を幹事校に選出して議論内容を整理し、再提案することが決められた。「ネットワーク」の構築を厳密に考えると、著作権法上の各種の問題点が考えられること、加盟することによつて逆に大学の責任や業務量が拡大する心配もあることなどが考えられる。

そもそも「過去問題活用」の提案は、「一背景」に書いたように、入試の問題点のいくつかを解消することにもあるとすれば、その趣旨を生かして、われわれの立場・考え方を社会に公表し、入試のあり方を問うことが必要であろうと考えられる。これらを踏まえ、幹事校で議論を進めて「入試過去問活用宣言」とすることに意見が一致し、平成十八年十月に、すでに学内合意が済んだ準備委員会参加の十七大学の共同提案として、「『入試過去問活用宣言』参加のお願い」をまとめ、広く国公私立大学へ呼びかけ、参加校の募集を進めて現在に至つてゐる。

三 過去問活用宣言の内容

「活用宣言」の文面や、これまで多くの大学等から寄せられた質問に対する質疑応答などは、ホームページで公開しているので、詳しくはそれを読んでいただきたいが、ここでは、活動状況と宣言内容の主な点を述べておきたい。

大学入試が高校教育に大きな影響を与えてることは、必修科目の未履修問題などでも示されているが、基本的なスタンスとして、それぞれの大学は高校教育をゆがめず、自大学で必要とする能力をきちんと測る入試問題を作り、学生を入学させたいと考えて努力しているのは確かである。そして、このような姿勢で作題した結果、「過去問題」と類似したものになることは、かなり頻繁に起こりうる。さらに作業方法として、出題者がよい問題を作りたいという考え方で「入試過去問題集」や「入試問題集」を参考に精査し、結果的に類似問題に到達することもありうる。出題者はこのようなときには、その問題提出をあきらめたり、可能なかぎり修正をしたりすることが現在は行われている。

そもそも、過去問題を出すことが「間違い」あるいは「不適当」なのであろうか。一部の学生にとって明らかに有利になるような形の過去問題が出されるなら、不平等・不適正と言われても当然であろうが、受験生に平等に知らされている

要である。このため、今回の「過去問活用宣言」への参加を呼びかけた大学は、上記のような公表がなされていると考えられた、およそ五百大学である。

さて、参加大学が意図的に過去問題を利用したときには、入試実施後にその元大学に連絡し、公表する。また、結果として類似問題になつていたことが事後に判明したときには、当該大学でなくとも、「宣言」大学間では紳士的に相互に連絡し合うことになろう。過去問を活用したときの著作権にかかる二次利用については、相互に事前了解をしていることになる。ただし、文学作品・新聞記事などの引用は、そのつど「著作権」が発生するため、当該年度の出題大学が手続きを含め、責任を果たさなければならないのは当然である。

入試問題の性質により、正解例や配点基準などが元大学と異なることがある。このことは、それぞれ大学がアドミッション・ポリシーに従つて考えることであり、利用した大學が応えるべきである。一般的に、考え方や解答手順・方法などを問う問題では、それぞれの大学・学問分野によつても配点基準が異なることは容認されることを考えている。さらにつけ加えるなら、平成十二年の大学審議会答申「大学入試の改善について」では、入試業務の過大な負担を懸念して、①良問が蓄積されている大学入試センター試験の過去の問題や類似の問題を再利用できるようにすること、②試験問題の素材を提供して、各大学が利用できることによるこ

なら、問題はないと考えられる。また、特定の少數の「過去問」から出題されることになると、問題の内容にかかわらず、単なる暗記問題となつて、出題趣旨と異なることになりかねない。これらのことは、過去問活用宣言をする場合にも十分に意識しておかなければならぬ事柄であり、他大学の過去問を安易に使つた出題や、少数大学だけの「過去問題活用宣言」では問題があると考えている。さらに、安易な過去問題利用は最も慎むべきであり、そのような大学に対しては相互批判することが行われるべきであろう。

「活用宣言」への参加や入試問題の公表に関しても、多様な議論がなされた。

入学試験問題は、その試験実施に関するかぎり「著作権法」は適應されない。また、試験問題は特別な規定がないかぎり、著作権は当該大学に帰属する。ただし、事後の公表や出版、配布など（二次利用）では、他の著作物と同様の法適用がされる」と解される。

どのような形で活用することができるかについての議論では、過去問題が公表されていることが前提になるため、著作権法上の処理がきちんとされていることが必要である。公表の形は、ホームページ上や出版社の「赤本」、入試参考書などが対象となる。新聞などによる公表は、地域限定の場合も多く、広く公表されているとは認識できないため、除外される。宣言に参加した大学は、明確な公表手段を示すことが必要である。

も提言している。他の国家試験などでも過去問題の再利用が実施されており、利用される問題が多く、本質的な問題であるかぎり、学習効果を測るには適切であると認識されていると考えてよい。

さて、三月末までに「過去問活用宣言」に解答のあつた大学の中で、この宣言の趣旨に賛同し、参加表明した大学は二十三国立大学、十一公立大学、二十五私立大学の計五十九大学である。また、検討中、あるいは保留は四十四大学、不参加は九大学から解答があつた。われわれの方針としては、この宣言を公表し、来年度入試に向けて参加大学が選抜基準や入試案内の中での過去問題を活用することがあることを発表する予定であり、賛同大学の増加に努力したい。

入試のあり方はそれぞれの大学の重要なポリシーであり、十分な議論や理解のうえで決断すべき事柄である。しかし、準備段階から内容を検討してきた中では、この「宣言」がもつ意味や、効果を積極的に受け止めほしいと考えている。将来は、過去問活用の利用方法も踏まえ、高校教員の協力を仰ぎながら、大学入試のあり方、入試問題のあり方、高校教育と大学教育のあり方なども議論でくる場の設定など、大学入試だけに限定されない議論についても進めていく基盤づくりの一つであると考えている。

* 「入試過去問大活用宣言」ホームページ